

刑事司法ソーシャルワーク活動の検証

公益社団法人 東京社会福祉士会

〒170-0005 東京都豊島区南大塚 3-43-11 全国心身障害児福祉財団 5F

助成事業の概要

東京社会福祉士会司法福祉委員会は、2014年から弁護士会との連携事業のために刑事司法ソーシャルワーカーの養成研修を実施してきた。本事業では、これまでの実践を振り返り、刑事司法ソーシャルワーク活動開始時から蓄積された活動データから、支援者としての困難や課題、活動に必要なシステムやツールなどを現場の刑事司法ソーシャルワーカーの声と共に検証する。そして、検証をもとに刑事司法ソーシャルワークの支援手法やサポート体制を構築して、司法福祉におけるソーシャルワーカーの活動領域の拡充と共に支援水準の維持と向上を目指すことを本事業の目的とする。

本事業内容は、次の大別する2項目を中心に研究を実施した。①刑事司法ソーシャルワーク活動の分析では、蓄積されたデータを基に、弁護士会からの依頼時期、更生支援計画の作成や面会などの活動回数と終了時期などから時間的経過と支援に費やした作業量を明確にして、ソーシャルワーカーの仕事量とそれに伴う課題を考察する。また、刑事司法ソーシャルワーカーが作成する更生支援計画書を通して、関係機関による計画の実行を併せて検証する。②刑事司法ソーシャルワーカーの受任に関する分析では、アンケート調査や座談会による受任の実態と活動を支える仕組みについて検証する。

事業の成果

本事業の目的では①刑事司法ソーシャルワーク活動の分析と②刑事司法ソーシャルワーカーの受任に関する分析をあげた。①刑事司法ソーシャルワーク活動の分析では、支援活動と更生支計画の2項目を検証した。支援活動の検証では、データによる活動の状況、活動内容と支援手法、活動に関する量的な分析を行なった。この分析は、2014年の刑事司法ソーシャルワーカー養成事業の開始後から蓄積された6年間の活動データ基に、弁護士会からの案件依頼と支援終了までの日数、各活動内容の回数をグラフとして示した。これにより、支援受任案件における活動量を可視化して明らかにした。また、刑事司法ソーシャルワーカーが作成した6年間の更生支援計画書から、支援対象者の主訴とつなげる資源の関係性をデータマイニングにより探り、支援手法としてある程度の決まった方向性が示唆され、アセスメントの実施とそれにより活用する資源を体系化することができた。そして、更生支援計画書作成について、実践者から見た視点や留意点が見出され、弁護士会からは、更生支援計画書の活用に至る経緯を振り返りながら、今後の課題を提起した。更に、更生支援計画書の活用の検証として、法務省の関係機関による更生支援計画書の扱いや地域生活定着支援センター、引受手である更生保護施設および民間福祉施設から活動への評価・提言を得ることができた。この検証により、更生支援計画書を通して、支援対象者を囲む関係機関の連携の必要性や課題が改

めて浮き彫りになった。

②の分析では、案件受任と活動支援に関する2項目の検証を行った。案件受任については刑事司法ソーシャルワーカーと弁護士会の双方で受任に対する調査が行われ、同じ案件で協働する刑事司法ソーシャルワーカーと弁護士の異なる立場からの貴重な分析となった。また、刑事司法ソーシャルワーカーのスキルアップ研修時にアンケートを実施して、案件受任に関する調査を行った。そして、この調査の結果を分析し、刑事司法ソーシャルワーカーの登録者から座談会形式のフォーカスグループインタビューにより実践者の生の声を拾うことで、受任における阻害要因が明らかになった。

活動支援に関する項目では、毎月開催される会議において活動に伴うリスクを検証し、支援対象者や弁護士との間で生じる問題を協議しながら、解決策として相談受付書の整備など委員会内の仕組みを構築した。また、刑事司法ソーシャルワーカーの活動をサポートするツールについて従前のものと比較検証を行い再開発した。そして、手引き書などのツールも見直しを行い、見直したツールは次年度の活動に向けて全ての刑事司法ソーシャルワーカーへ交付する仕組みが整備される成果となった。

成果の広報、公表

本事業は当実施団体以外にも弁護士会、法務省関係機関、更生保護施設、民間社会福祉施設の協力を経て行われた研究であり、特に刑事司法ソーシャルワーカーが活動により作成する更生支援計画書は、これら関係機関をつなげる共通ツールであり、刑事司法ソーシャルワーカーの活動と共に更生支援計画書の立ち位置を研究成果をもって明らかにした。

再犯防止推進法の制定、再犯防止推進計画の策

定に伴い、刑事司法ソーシャルワーカーの活動は広がっており、関係機関や連携する支援者へ報告書を配布する。また、司法および福祉関連の学会での報告など研究成果を学術的な場での発表も検討している。そして、刑事司法ソーシャルワーカーの養成やこの活動の周知を含め、本事業の成果の広報・公表を報告を行っていく予定である。

今後の展開

刑事司法ソーシャルワーカーの活動では、更生支援計画書を含めその活動が各方面で浸透してきている。また、支援者としての質の課題や更生支援計画に関する課題、そして、活動を支えるワーカーの身分保障と報酬の問題もある。東京三弁護士会において原則上限5万円の費用を助成する制度があるものの、あくまでも費用助成制度の枠であり、実質的には刑事司法ソーシャルワーカーのボランティア的な活動となり、特に判決後支援では報酬もない状況で、更生支援計画書の作成者であっても公的には立場が弱く、報酬どころか経費の手当てもない状態である。

弁護士にとっても控訴によって更生支援計画の引継ぎ等判決後支援が功を奏さない場合もあり、弁護人の身分を失った後の活動への支援についても検討することが課題として提起された。これらの課題を踏まえ、法制度化の促進など今後も法務関係・福祉関係各所と連携を取りながら、事業を進めていきたい。本事業で提起された課題や法制度化については、組織としての発信と連携する関係機関との協働による発信を推進していきたい。そのためには、本事業で協力頂いた関係機関とのパイプを強化し、共通認識を持つ必要があり、本事業をきっかけとして働きかけていく。そして福祉職についても支援体制を構築しつつ、刑事司法ソーシャルワーカーの活動を確立していきたい。